

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

イートイン脱税

コンビニ等のイートインコーナーを利用する場合は軽減税率の対象外となり、消費税率は外食と同様に10%だが、会計時に申告しないで店内飲食する行為を指す言葉。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

10/ 7(月) 大安
8(火) 赤口 寒露
9(水) 先勝 世界郵便デー
10(木) 友引 目の愛護デー、源泉所得税・住民税特別徴収額の納期
11(金) 先負 十三夜
12(土) 仏滅
13(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/30(月)	21,756 ▼123	107.85 ▼0.01
10/ 1(火)	21,885 △129	108.34 ▼0.49
2(水)	21,779 ▼106	107.67 △0.67
3(木)	21,342 ▼437	107.22 △0.45
4(金)	21,410 △68	106.76 △0.46

中小事業者の売上・仕入税額の計算特例

消費税の軽減税率制度が導入されたことに伴い、課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件となります。

また、消費税額の計算は、売上げと仕入れを税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき行いますが、税率ごとの区分が困難な中小事業者（前々事業年度における課税売上高が5千万円以下の事業者）については一定期間、以下の特例により計算できます。

◆売上税額の計算の特例

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、課税売上げに次のいずれかの割合を乗じて軽減税率の対象となる課税売上げを算出できます。

◎小売等軽減仕入割合の特例（卸売・小売業）……卸売・小売業に係る課税仕入れに占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れの割合。

◎軽減売上割合の特例……通常の連続する10営業日の課税売上げに占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げの割合。

◎上記が困難な場合（主に軽減対象品目を販売する事業者）……割合を50%とみなして計算。

◆仕入税額の計算の特例

仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、次のいずれかの特例が認められます。

◎小売等軽減売上割合の特例（卸売・小売業）……卸売・小売業に係る課税売上げに占める軽減税率の対象となる課税売上げの割合により、仕入税額を計算できる。

◎簡易課税制度の届出の特例……課税期間中に届出書を提出することで簡易課税制度の適用が可能。

■この記事の詳細は、情報BOX201538

個人事業主の青色申告特別控除の改正

令和2年分以後、所得税の基礎控除が38万円から48万円（所得制限あり）に上げられますが、青色申告の個人事業主が適用できる65万円の青色申告特別控除は55万円に引下げられます。

ただし、①e-taxによる電子申告、又は②仕訳帳、総勘定元帳の電子帳簿保存（一定要件の下、帳簿を電子データで備付け及び保存）を行った場合は、従来どおり65万円の控除が受けられます。

なお、②を行う場合は原則、課税期間の開始3カ月前（個人は前年9月末）までに税務署へ承認申請書の提出が必要ですが、令和2年分に限り、申請書を2年9月29日までに提出し、同年末までに電子データで保存等を行えば認められます。

軽減税率補助金の申請で提出する契約書等

複数税率対応レジの導入等をした場合の「軽減税率対策補助金」は、要件緩和により9月30日までに契約等の手続を完了していれば、設置・支払いが今年1日以降でも補助対象となりましたが、この場合は、補助金申請期限の12月16日までに設置・支払いを完了している必要があります。

また、「9月30日までに契約を締結したことがわかる書類」の提出が必要となりますが、見積書や発注書のみの場合や、申請者等の押印がないものなどは認められませんので、ご注意ください。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

軽減税率制度に伴う中小事業者の売上税額・仕入税額の計算の特例

◆帳簿及び請求書等の記載と保存

令和元年（2019年）10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。これにより事業者は、日々の業務において、税率の異なるごとに売上げや仕入れ（経費）を区分経理した上で、申告・納税を行うことが必要となります。

また、課税事業者は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

なお、令和5年（2023年）10月1日から複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

◆軽減税率制度実施後の税額計算と特例

軽減税率制度実施後は、税率の異なるごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に税率ごとの売上総額及び仕入総額を算出して売上税額及び仕入税額を計算することになります。

ただし、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者（前々事業年度における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、令和元年（2019年）10月1日から一定期間、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

【売上税額の計算の特例の概要】

課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、令和元年（2019年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までの期間（下記の小売等軽減仕入割合の特例は、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る）、次に掲げる方法により売上税額を計算する特例が認められています。

①小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ（税込み、以下同じ）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げに、当該事業に係る課税仕入れに占める軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れの割合（小売等軽減仕入割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げを算出し、売上税額を計算できます。

②軽減売上割合の特例

課税売上げに、通常の連続する10営業日※の課税売上げに占める同期間の軽減税率対象品目の課税売上げの割合（軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税売上げを算出し、売上税額を計算できます。

※当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③上記①・②の割合の計算が困難な場合

上記①・②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減税率対象品目の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を50/100とすることができます。

【仕入税額の計算の特例の概要】

課税仕入れ（税込み）を税率ごとに区分して合計することが困難な中小事業者は、次に掲げる方法により仕入税額を計算する特例が認められています。適用は、令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日までの期間（簡易課税制度の適用を受けない期間に限る）、令和元年（2019年）10月1日から令和2年（2020年）9月30日までの日の属する課税期間です。

①小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み、以下同じ）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を行う中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れに、当該事業に係る課税売上げに占める軽減税率対象品目の課税売上げの割合（小売等軽減売上割合）を乗じて、軽減対象資産に係る課税仕入れを算出し、仕入税額を計算できます。

②簡易課税制度の届出の特例

消費税簡易課税制度選択届出書を提出した課税期間から簡易課税制度を適用することができる特例が設けられています。